

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丁通施発第83号
令和3年5月25日
警察庁情報通信局通信施設課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における警察通信機器に係る消毒措置上の留意事項について（通達）

見出しのことについては、「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における警察通信機器に係る消毒措置上の留意事項について（通達）」（令和3年4月8日付け警察庁丁通施発第69号）により、警察通信機器に係る消毒措置上の留意事項が示されているところであるが、この度、「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における消毒措置の実施について（通達）」（令和3年5月21日付け警察庁丁教厚発第216号。以下「実施通達」という。）を踏まえて、警察通信機器に係る部分の留意事項は下記のとおりであるので、各機関における対策の参考とされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 消毒方法

実施通達により、消毒には次亜塩素酸ナトリウムのほか、住宅用・台所用洗剤、次亜塩素酸水、**亜塩素酸水**等も有効とされているが、無線機、受令機、リモコン、電子交換機等の金属部分が多くを占める警察通信機器については、可能な限り、消毒用アルコールを用いることとし、腐食等することがないように留意すること。

なお、消毒用アルコールが準備できず、その他の消毒剤を使用する場合には、水拭きなど腐食防止に留意し実施すること。

2 情報通信部門の職員の立ち会い

通信機械室の消毒を行う場合には、不用意に機器に触れるなどすると業務に多大な支障を及ぼすおそれがあることから、原則として、情報通信部門の職員を立ち合わせること。

※これは、令和3年6月12日に 警察庁ウェブサイト掲載の「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における警察通信機器に係る消毒措置上の留意事項について（通達）」<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/210525-shisetsu83.pdf> をもとに、三慶株式会社が「亜塩素酸水」記載部分にマーカーしたものです。